



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 無添加表示のその後について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第14講 第1～第4段
: 表示禁止事項について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 植物油脂等の原材料名について

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆令和3年11月18日、第6回食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会がオンライン開催され、「食品添加物の不使用表示の類型化について」が検討されました。次回7回目は12月9日に「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン(案)について」検討される予定です。

検討会の趣旨

食品添加物の不使用表示については、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第9条に規定された表示禁止事項に該当するか否かのメルクマール(判断基準)となるガイドラインを策定することとされた。



食品表示基準上、添加物が不使用である旨の表示に関する特段の規定はなく、現状では、食品関連事業者が任意で「無添加」、「不使用」等の表示を行っており、その種類は多岐に渡っていることから、表示の一つずつについて表示禁止事項に該当するか否か確認を行うことは困難です。このため、店舗調査で得られた商品写真を活用し、「誤認を生じさせるおそれのある食品添加物の不使用表示」について11の類型項目の作成がなされました。

①無添加表示 ②人工・合成・化学調味料表示 ③使用不可の添加物表示 ④全不使用表示 ⑤不使用なのに代替の同目的の添加物を使用 ⑥不使用なのに代替の同目的の原材料を使用 ⑦無添加＝安全表示 ⑧無添加＝美味表示 ⑨予期しない添加物の表示 ⑩過度に無添加の強調表示 ⑪加工助剤・キャリアオーバーの使用に反し不使用表示

消費者庁HPの情報から作成

※続きはPage 1-2, 3 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第14講 表示禁止事項

第1段 手順法と制限法

食品表示は表示基準を基本に、一部計量法、米・牛肉トレーサビリティ法、有機JAS法等の法令に基づき表示内容が作成されます。一方他法令との目的の相違から、その作成に一定の制限が課せられています。表示内容を制限する法令には景品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法、商標法等があります。

表示基準の表示禁止事項は消費者の方に正しい情報を提供するという観点から誤認を生じるとされる主たるものを第9条に13項目と個別41食品の禁止内容が別表第22に記載されています。**注1)**

ここで、禁止の対象となる表示事項は第3条、4条、6条、7条に掲げる表示事項に関してのみ適用されます。具体的には横断的表示事項（第3条）は名称、原材料名等いわゆる一括表示と栄養成分表示等です。個別的表示事項（第4条）は別表第19の個別食品固有の表示内容です。例として食酢の酸度、農産物缶詰の形状等があります。栄養成分の推奨表示（第6条）、その他任意表示（第7条）として、特色のある原材料、栄養成分の強調表示等に限られます。

第2段 表示基準における禁止事項

次に13項目について3つに分けて説明します。

A：1つ目は加工食品全体に適用される項目5つです。

- ① 実際のものより著しく誤認優良又は有利であるとさせる用語 有利誤認の例としては、増量表示なのに通常の内容量で販売された実績がない場合が考えられます。
- ② 横断的表示事項（第3条）及び個別的表示事項（第4条）の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語 例としては豚のバラ肉でない他の部位を使っているのに原材料名を「ベーコン」と表示している場合が考えられます。
- ③ 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語

※続きはPage 2-2～8（会員）で記載しています。

コラム【ちょっと深く、考える】 植物油脂等の原材料名について

■ 下記の植物油、砂糖、食用塩の食品の原材料名はどのようなものが適切だと思いますか？

(天日塩を使用)

名称 食用大豆油

原材料名

名称 上白糖

原材料名

名称 食塩

原材料名

ア 大豆

イ 大豆粗油

ウ 食用大豆油

ア さとうきび

イ 原料糖

ウ 砂糖

ア 海水

イ 塩

ウ 海塩

※ 解説は P a g e 3 - 2 ~ 3 (会員) で記載しています。

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2021年(令和3年)も実務に役立つ情報発信をして参ります。

月刊 こう食品法令 【2021年 11月号】

とすると、教育を受けるということほどのようなことなのか。それは、自然な先取観念を個々のものに自然本性にかなうようにあてはめ、あるものはわれわれの力の及ぶものであり、あるものは及ばないものであるということ、そのような区別のしかたを学ぶことである。
(エピクテトス「人生談義」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。